

第 14 回 RD 最終処分場問題対策委員会 概要

日 時	平成 2 0 年 3 月 2 1 日 (金) 13 : 00 ~ 16 : 30
場 所	滋賀県人権センター 大ホール (4 階)
出席委員	委員 : 岡村委員長、木村副委員長、池田委員、乾澤委員、尾崎委員、 勝見委員、高橋委員、竹口委員、田村委員、當座委員、早川委員、 山田委員 (以上 12 名) 事務局 : 山仲琵琶湖環境部長、藤川循環社会推進課長、 中村循環社会推進課主席参事、上田最終処分場特別対策室長 ほか
参加者(住民)	2 1 名
次 第	1 開会 2 議題 (1) R D 最終処分場において実施されるべき対策工について (2) 委員会報告 (答申) 案について (3) その他 3 閉会
議事概要	<p>【開会】 委員会における認識事項の確認 (委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の権限は、知事の諮問に答え、諮問の範囲内で、知事が決定する際に参考となるべき意見を述べるにとどまる。 ・ 当委員会の設置根拠である設置要綱は対応方針に基づくものであり、この対応方針はある意味、憲法のようなものである。 ・ 対応方針の取組方針としては、廃掃法の趣旨に基づくものであるとともに、特措法の適用を得る等財源の確保を図るとしている。 ・ 特措法については平成 25 年 3 月 31 日までに事業が完了することを求めており、完了しない事業はこれを認めない趣旨というように読むほかはないと思う。 ・ 対応方針に言う廃掃法の趣旨に基づく対応策は、廃掃法第 19 条の 5 に基づく措置命令をかけ、同法第 19 条の 8 に基づく代執行をかけることであり、同時に特措法に基づく基本方針の予定しているところでもある。 ・ 委員会建議できる対策は、廃棄物処理法 19 条の 5 に基づく措置命令、同法 19 条の 8 に基づく代執行のルートで、かつ原則として特定産廃特措法の適用を受けるものである。(以下、審議原則という。) それを踏まえた上で審議されたい。 <p>【議題 (1) R D 最終処分場において実施されるべき対策工について】 ~ 質疑応答 ~</p> <p>(委員長) ・ まず 対策工の選定と 選定理由を発言いただきたい。委員提案の A 2 案、E 案について、委員から質問事項等を説明されたい。</p> <p>(早川委員) ・ A 2 案の技術的質問事項は事前連絡がなかったので後日回</p>

答したい。

(委員長)・ 各案の検討は今回以外にその機会はないので、説明はされると期待していた。

(池田委員)・ 質問を整理して、事前に送付されるべき。

・ 資料3が、委員20名分はないのはどうなっているのか。

(委員長)・ ない方は、出ていない。

(池田委員)・ 今日すべきなのは欠席委員の意見を集約することである。

・ 我々は別にペイがあるわけでもないのに、提案を出している。

(委員長)・ その点は、以前私が早川委員から批判された点である。

(池田委員)・ 事前に連絡なく、曖昧な答え方をすると、混乱する。

・ 一応合意を見た全量撤去を前提にした内容について、意見を集約するはずが、揃ってないのは事務局の勝手ではないか。

(委員長)・ 有害物を除去する点では意見の大方の一致を見ているが、全量撤去で意見集約されたと了解するものではない。

(事務局)・ この資料を梶山委員に送付したが、早川委員、池田委員へは相談はなかったのか。前回の委員意見を整理して、質問状にした。

(池田委員)・ ない、全然知らない。提案者3人に同時に送らないのか。

(事務局)・ 今まで梶山委員からあったので、火曜日にメールで送った。技術的な課題は既に検討された上で提案されていると思い、質問を出した。この委員会は、科学的な知見に基づいて議論いただきたい。

(委員長)・ 各案への疑問点を明らかにして、今日の段階でどの案をとるか、明らかにして、26日に答申案をまとめる。

(早川委員)・ 前回の議論を再確認すべき。不適正処理廃棄物と汚染された土壌を撤去するところまでは合意できたとしてよいか。

(委員長)・ 有害産業廃棄物等を除去することは最低限一致しているが、それ以上は明確でなく、決められなかった。

(早川委員)・ 有害産業廃棄物の除去は確認されたのか。

(委員長)・ 環境省の基本方針で有害産業廃棄物は除去せざるを得ない。

(早川委員)・ 具体的な技術的質問より、有害産業廃棄物除去の具体策と、汚染土壌、不適正処分廃棄物の問題を検討すべき。

(池田委員)・ なぜA2案だけ細かい技術的な質問を求めるのか。

(委員長)・ 委員提案であり、事務局で答えられず、質問が出ている。

(尾崎委員)・ 技術的なことは専門家に任して、クリアしたらどうか。

・ 有害物質とは何か、全量とは何か。基本方針をはっきりさせたい。

(委員長)・ 各工法の技術的問題は、後の方に回す。

(當座委員)・ 有害物とは何か委員会の考え方を先にまとめるべき。

(委員長)・ どういう廃棄物を有害物と考えるかについて意見を伺う。

(早川委員)・ 特措法で処理すれば有害産業廃棄物には2分の1、それ以外の不適正処理廃棄物には3分の1補助されるので、使わない手はない。

(事務局)・ 特措法の補助は、事業費の45%を交付税措置されるもので、現行は補助制度ではない。なお、平成11年以降の不適正処分は基金によって補助をされる

(早川委員)・ 産廃特措法の対象廃棄物の枠組みは変わっていない。不適正処理されていない廃棄物でも対象と県は考えているのか。

- (事務局)・ 実施計画を認めていただければ、その範囲内は可能である。
- (早川委員)・ 産廃特措法に則った、対象となる廃棄物の定義は。
- (事務局)・ 告示 104 号に支障除去事業に係る有害産業廃棄物とその他産業廃棄物がある。
- (早川委員)・ 有害産業廃棄物と不適正処理されたそれ以外の廃棄物と考えてよいか。
- (委員長)・ 不適正処理はどういう意味か。
- (早川委員)・ 廃掃法に則ってその(処理)基準を満たさず処分されたもの。
- (委員長)・ 許可容量を超えただけで産廃特措法はかからない。
- (當座委員)・ 容量超過分は、不適正処理ではなくて違反行為であり、不法投棄と解釈する。
- (委員長)・ 特定産廃特措法は、廃掃法の措置命令を前提としているが、許可容量超過で措置命令という条文はない。
- (早川委員)・ 処理基準違反、廃掃法令第 3 条から第 6 条、最終処分場の技術上の基準省令に違反すれば(措置命令に)なる。
- (委員長)・ 廃掃法 19 条の 5 より、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」であり単に許可容量超過では措置命令となっていない。
- (當座委員)・ 許可容量超過は、深掘りによる(難透水層)粘土層の破壊による地下水汚染を引き起こし、不法投棄であり、そのままにすることは許せない。
- (池田委員)・ 委員会が出すものは、県の責任でやるべきものであって、法の制約の範囲内ではない。
- (委員長)・ 冒頭の見解のとおり、完全に産廃特措法を無視して答申を行うことは困難であり、基本的に乗ることが期待されると考える。
- (當座委員)・ 県の対応方針には、特措法の適用を得る等、財源の確保を図るとある。特措法の交付税だけでなく、それ以外に県の責任としてやるべきことをやるべき。
- (早川委員)・ 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリが有害産業廃棄物、木くず、大型の廃プラスチック類の不適正処分された廃棄物を除去することを確認したい。
- (池田委員)・ 生活環境保全上の支障のもとは除去するので、廃棄物によって汚染された廃棄物、土壌も除去するものに含めることは合意された。
- (委員長)・ 合意されたか。
- (當座委員)・ 議事録からも合意にまでは至っていないけれども、不適正処分された廃棄物と、汚染された土壌を除去する意見が多かった。ただ、どの程度対応するかの議論はなかった。
- (池田委員)・ 全量撤去ではなく、適法に埋設されたもの、戻してもいいものは戻す考え方でよかったのでは。
- (委員長)・ 2 の に対する回答は少し分かれている。
- (早川委員)・ 有害産業廃棄物、不適正処理された安定型処分場にあってはいけないもの、それにより汚染されたものは除去して、安全なものはそのまま合意すべき。
- (委員長)・ いかがか。特に専門家の委員の先生方。

- (勝見委員)・ 有害廃棄物、有害性の議論は、全部を掘削する前提での話が確認したい。
- (委員長)・ 全部掘削は決まっていない。有害物が定義されて、それを処理する方法が全部掘削のみであれば、結果的にはそうはなるが、全部掘削が前提ではない。
- (早川委員)・ 意見・反論がないから、まとまったので先に進めたい。
- (委員長)・ 早川委員等の意見では許可容量を超えた埋立廃棄物は不適正埋め立てなので、全部撤去ですね。
- (早川委員)・ 全量撤去の言葉がわかりにくい。有害産業廃棄物、不適正処分された廃棄物、汚染土壌を取り除くが、安心確保のために全体的な掘削は不可避である。
- (委員長)・ 安心確保は非常に望ましいが、法的措置を必ず打てるかは躊躇する。許可容量超過の埋立廃棄物について他に意見はないか。
- (田村委員)・ 許可容量超過は県独自の責任としてやる必要がある。検証委員会でも許可容量超過は指摘されている。
- (委員長)・ 県に責任があれば、撤去を図る努力をすべきだが、付託範囲は廃棄物処理法に基づく措置命令をかけて、代執行を行う範囲。道義的、政治的な観点から県が撤去する必要を法的に求めることができるかは別の問題。
- (田村委員)・ 対応方針が出た後、検証委員会で県の不適正が見つかったわけで、対応方針も見直さなければならぬ状況である。
- (委員長)・ 対応方針が改定されたことは聞いていないので、動けない。
- (当座委員)・ 検証委員会答申を受け、許可容量超過分の撤去が必要と答申に入れられたい。安定型処分場には処分場廃止基準、維持管理基準（浸透水、地下水）しかない。基準超過した項目について具体的な除去方法を検討しなければならない。
- (委員長)・ 対策工の実施目的は、生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去だが、全量撤去と直接結びつかないが委員の考えはどうか。
- (田村委員)・ 支障を除去するのであれば、最大限の範囲として全量撤去があり得るべき。直接結びつかないと訊くこと自体おかしい。
- (木村委員)・ この質問の趣旨がよくわからない。地下水汚染の原因物が除去できれば、全量撤去という言葉にはこだわらないと回答した。
- (事務局)・ 支障除去には色々方策があるが、一方策の全量撤去を前提にしている。その前提理由を質問した。副委員長意見のとおり、地下水汚染が止まる方法が色々あれば、それも選択肢の一つと考えている。
- (委員長)・ 措置命令を発することは行政機関の権限発動であり、法令に基づかないと住民利益になっても、相手方の権利や自由の制限、義務を課すことはできない。相手方から争われた場合に完全に大丈夫かと、非常に慎重な態度をとっている。
- (池田委員)・ 有害廃棄物とそれに起因する汚染土壌の特定と範囲を責任持って明確にすることは不可能。
- (早川委員)・ 委員意見を酌み上げて、代表する形で答申案をまとめられたい。委員長意見は少数意見として掲載されることは構わない。
- (委員長)・ 委員意見が多数であれば、多数として認めることは躊躇し

ない。

・ 対策工の実施は代執行で行い、恒久対策に産廃特措法適用を前提とすれば計画的で円滑な実施につながるが、対策工の選定をどう考えるか。

(木村委員)・ この設問もわからない。全量撤去できる経済的な理由と受け取ったが。

(事務局)・ 措置命令を必要な限度、支障除去に必要で、経済的、技術的にも最も合理的な手段を選択して命じるが、代執行は命じた以上のことはできない。

(木村委員)・ 地下水汚染の原因物除去は対象になるが、原因物が残る恒久対策は考えられない。方法に全量撤去、安定型許可品目以外を出す方法がある。質問の趣旨を問う。

(事務局)・ 産廃特措法、廃掃法に基づく対策工が計画的で円滑な実施につながり、着実にできる対策工の選定について伺っているところ。

(池田委員)・ 4年しかない特措法を適用して何をすべきか議論するべき。緊急対策で水銀、ダイオキシン類等の地下水への流出防止策をその枠組みに乗せるべき。

(委員長)・ ということは、その部分は特定産廃特措法の適用を受けて行うと。それ以外のことは、法律の適用外で、県が県費で行うことか。

(池田委員)・ どの案も工期が長期間であり、全てを特措法の適用にできないので、割り切って適用できる案を出し、残り部分の恒久対策として、全量撤去、支障物質の除去、粘土層修復等を技術検討しながら県の責任でやらざるを得ない。

(委員長)・ 非常にいい考えだが、その枠組み、産廃特措法に基づく事業、実施計画を環境省は認めるか大丈夫か、事務局。

(事務局)・ 24年度末までと県単独の25年度以降の全体計画の中で、成果を上げる24年度末までを認可を得ることは実施計画協議の中で難色を示すと考える。

(池田委員)・ 地下水汚染をとめる実施計画に難色を示すことは考えられない。事前に目標達成を担保して実施計画を認めることは本末転倒だ。

(事務局)・ 全体計画を24年度までの第1期、県単独の第2期とする実施計画では難しく、24年度までの計画で目標達成することが基本と聞いている。現在出ている地下水を止める計画を組むことは認められる。

(池田委員)・ 流れ出すことを止めても、支障は残る。その支障除去を県責任でやるくらい腹をくくらないと何も進まない。

(委員長)・ 池田委員意見に非常に同調するが、その場合には、産廃特措法適用を前提に措置命令、代執行となると、対策工を正面から全量撤去と書けない。

(當座委員)・ 特措法を前提に対策を考えると24年度までの間でできることしかない。現段階で言われると4年でできる対策工を選べとなる。

(委員長)・ 県対応方針では、特定産廃特措法による財源確保を図るため、できる限り特定産廃特措法の適用が期待されている。廃棄物処理法に基づく措置命令、代執行から逃げるわけにはいかない。

(當座委員)・ 措置命令をかけて代執行することは行政手続であるが、事務局は特措法の範囲でしか対策をとらないと言っているように聞こえる。

- (事務局)・措置命令をかけることに一定の限界があり、命令の内側の代執行に産廃特措法適用を考えている。特措法適用ありきではないが、適用には目標設定とその達成が不可欠。(対策工を)分けて考えるのであれば、範囲を明確にされたい。
- (田村委員)・全量撤去が特措法の適用にならないならば、(選択に)A案すら存在しない。工期が長期となれば、特措法適用は部分的であり、2段階に分けなければならない。特措法(適用)の範囲とそれ以降を考えることは当然で、議論してきた。
- (委員長)・産廃特措法の枠内で対策案ではなく、できる限り産廃特措法を適用することが好ましいだけである。
- ・何年かかるかという話とは別の問題である。
- (事務局)・田村委員の意見は措置命令の範囲、廃掃法の問題であり、産廃特措法とは違う議論かと思う。
- (當座委員)・特措法で全量撤去はあり得ない、適用できないと聞こえるが、他府県では実際に特措法で全量撤去されており、期間的なことだけか。
- (委員長)・産廃特措法では全量撤去を認めないと書いておらず、要件を満たせば当然認められるが、事業完了が平成25年3月31日までとなる。
- (池田委員)・産廃特措法の適用ができる範囲はそれを適用し、残り部分を県が責任を持って、委員会提案で対応することで合意してよいのでは。
- (委員長)・委員会は県対応方針のとおり、廃掃法の仕組みで対策考えることになる。それ以外の方法は直接、知事交渉や運動するしかない。
- (池田委員)・廃掃法の範囲の対策は、すべての案に含まれているのか。
- (委員長)・わからない。廃掃法に基づく全量撤去の措置命令を命ずる根拠を掘削調査で確認できたか訊いていないが、全量撤去の措置命令を発することは疑問。
- (早川委員)・再度確認するが、有害産業廃棄物、不適正処理された廃棄物、汚染された土壌等は除去することは確認されたことでよいか。
- (委員長)・有害産業廃棄物についてはそのとおりだが。
- (早川委員)・有害産業廃棄物と不適正処理された産業廃棄物とそれに伴って汚染された土壌等を撤去、除去する答申を出すことを確認されたい。
- (委員長)・不適正処理されただけで即措置命令がかけられるか。
- (早川委員)・ドラム缶撤去の措置命令を出した根拠は不適正処理では。
- (事務局)・不適正処分の切り口ではなく、生活環境保全上の支障が生じ、または生じるおそれが認められるときに県は措置命令がかけられる。
- (當座委員)・不適正な処理がされている場合も、措置命令はかけられ、別立てはおかしい。
- (委員長)・そう書いていない。
- (事務局)・産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた場合、生活環境保全上支障が生じ、または生じるおそれがあると認められるときに、必要な限度でとなる。
- (委員長)・現行法では、産業廃棄物処理基準に不適合だけでは措置命令は打てない。早川委員意見のように目標を立てても、手段がなければ、対策工に結びつかない。
- ・廃掃法に基づく措置命令、代執行の仕組みでの見解を求められている。

その守備範囲を超えているものは、別途、知事への訴えや運動によって解消していくしかない。

(早川委員)・ 支障である有害な地下水の原因物質は処分場にあり、不適正処理された産業廃棄物を除去することは当たり前ではないか。

(委員長)・ それが即全量撤去に結びつかないと言っている。

(早川委員)・ (全量撤去ではなく)掘削して、廃掃法が定める有害産業廃棄物は当然ながら法的に措置命令の対象で、特措法では、有害産業廃棄物以外の不適正処理物も除去しなさいとある。

(委員長)・ 除去しなさいであったか。

(早川委員)・ ドラム缶は不適正処分であり、中に何らかの有害物が入っていたものが土壌に蔓延しており、取り除かないと生活環境保全上の支障は除去できない。

(委員長)・ 産廃特措法では、有害産業廃棄物に該当しない廃棄物を除去するとあるのか。

(事務局)・ 産廃特措法では、支障の除去方法として掘削及び処理、原位置浄化、覆土があるが廃棄物の状況に応じて、効果的で合理的な対応策を選択することになる

・ 厳密に除去は、支障の除去という言葉であり、除去は支障でしかない。

(委員長)・ 不適正処理、即、除去となっていない。

(早川委員)・ 先程の議論で合意ができるかで止まったが、除去することは前回合意済みなので、その範囲で具体的に合意できるか決められたい。

(委員長)・ それは対策工のところで検討すればいい。

(早川委員)・ 対策工を選択する前提ではないのか。法律が定める有害産業廃棄物と、不適正処理された産業廃棄物と、汚染された土壌等は除去するところで合意しないか。対策工を絞るために、まず何に対して対応するか決めなければならない。

(委員長)・ 使える手段は限られており、使える手段の範囲を無視してその前提を論じても仕方がない。

(當座委員)・ 特措法による支障除去等の方法が3つあるが、組み合わせとか方向性を見いださないと。具体的に対策工を選ぶ方向性を。

(早川委員)・ 有害産業廃棄物、不適正処分された廃棄物、汚染された土壌等ではないものに対して対応するのであれば、積極的に提案されたい。

(委員長)・ 単に不適正処理された産業廃棄物があるだけでは、措置命令をかけて除去を命じることはできない。

(早川委員)・ 有害産業廃棄物は(撤去)できるか。

(委員長)・ それはできるだろう。

(早川委員)・ 有害産業廃棄物だけを対象にする対策案を考えるか、3つのものを対象にする対策案を考えるか先に決められたい。委員長は、有害産業廃棄物だけの対応をしようと言っているのか。

(委員長)・ だけの対応とは誰も言っていない。

【休憩】

(委員長)・ 対策工に結びつくため、措置命令、代執行の限界を議論していたが、これ以上議論しても仕方がないので、議論を対策工に移す。

(當座委員)・ 事業費の90%の2分の1の交付税措置の話があったがどこ

に書いてあるか。

- (事務局)・ 産廃特措法ではなく、起債に対する措置で総務省になる。補助金をやめた通知の写しはある。
- (委員長)・ 報告書のとりまとめについて、完全に一本にはなっておらず、複数の対策工を報告書に掲げることについての考えを訊きたい。
- (池田委員)・ 決を採らないまでも、委員会の方向性を出すべき。
・ 汚染物質の支障除去が前提である。その支障除去を行う最適な対策工を、特措法適用も視野に入れ、県の責任で全うすべき内容を委員会が提案するという大枠でよいか。
- (委員長)・ 大枠でよいが、多数決で決を採ることに消極的である。委員会は住民代表と学識経験者からなり、結果多数であっても住民の多く、または学識経験者の多くが反対する案を通すことの合理的根拠がない。
- (池田委員)・ 資料3に各委員の意見が全部出てくると一定の方向が出る。
- (委員長)・ 結果的にどれが多数かはわかる。
- (池田委員)・ 全員が意見を出して併記する中で、こういう意見もあったと書くならまだしも、何ら方向性を示さない併記は無責任。
- (委員長)・ 対策工を支持する理由、委員名の明記が妥当であり、それを勘案して知事が最終的に決定する。複数案の併記が妥当で無理な一本化や多数決もしんどい。
- (早川委員)・ 多数意見が委員会の最も相応しい結論に達したのであれば、少数意見もあったと納得できるが、各委員の意見の単なる併記では余りにも無責任なまとめ方だ。
- (委員長)・ 各対策工に賛成する委員の名前が出るからよいのでは。
- (池田委員)・ 委員会としてはどうなるのか。
- (委員長)・ 委員会としては、結論は併記することです。
- (早川委員)・ 無責任だ。議論は集約しなければ。
- (委員長)・ 集約しなかった。残念ながら。
- (早川委員)・ 各委員の意見では、対策工の意見はほぼできている。
- (委員長)・ 対策工の意見は分かれている。
- (早川委員)・ 多数の意見はある。撤去の範囲はいろいろあったが、前回の議論で撤去の方向性で合意された。
- (委員長)・ 撤去という言葉で合意されたか私は疑問だ。
- (早川委員)・ 今のところ何も決まっていなとお考えか。
- (委員長)・ 支障、有害物等を除去する方向は決まった。
- (早川委員)・ 有害物を除去する、B案、C案もあり得ると考えるのか。
- (委員長)・ はい。
- (早川委員)・ そういう認識では私は前回議論していなかったが。
- (委員長)・ (実際)そうだから、仕方がない。勿論、全員意見一致がよいが、一致しないから多数決を採ることに躊躇する。
・ 合意されたのは、最終的に多数意見があり、少数意見が併記されるところまでで、多数意見をもって委員会の決定した案と取り扱うかが問題。
- (尾崎委員)・ 何案と併記しても意味がない。基本方針を大枠でも明記すべき。有害廃棄物等支障になるもの、最低限その廃棄物と接する土壌部分もどける必要がある。

- (田村委員)・ この処分場の支障を来している原因を明確にして、除去する部分を明示して、特措法にかかる部分、それ以外の部分に県が最大限の努力を払い、完全に汚染がおさまる対策をとる方向性を報告書に入れられたい。
- (委員長)・ それでは、委員の多数が意見するものを委員会の決とし、少数意見の併記と、どの案を各委員が賛成したか明記する形でまとめてよいか。(7名賛成、多数)
- ・ 有害物の除去に関する考え方も、見解が分かれており、全て報告書に記載する方向でよいか。(了承)
- (早川委員)・ 資料3より、最も多いのはA2案、次にD案、B案で、E案は少数意見と確認できるがよろしいか。委員会の一押しはA2案と答申できるのでは。
- (勝見委員)・ 結論的にはD案を支持する。多数決に異議はない。
- ・ A案、A2案はお金と長期間の問題がある。技術的問題もかなりクリアできる部分もあり否定しない。D案が不確実と安心安全できない思いも尊重する。
 - ・ 支持する案はD案で、B2案との組み合わせ。場所が特定できればE案も組み入れられる。
- (池田委員)・ 前回出席された山田委員は北尾団地の方で、県への不信感一掃を前提に、苦渋の全量撤去と決断された。地元の方が決断されたことを重く受けとめるべき。
- (委員長)・ 私はB1、B2の上にD案が乗るべきと考える。A案は廃掃法19条の5で全量撤去命令はかけられず賛成できない。委員会多数がA2案を支持することは否定しない。
- (田村委員)・ 基本的にA2案。有害物はきっちりと除去する、不適正処理廃棄物、汚染土壌も除去すると確認がとれない限り、明確には言えない。
- (當座委員)・ E案を提案した。A2案に反対しない。廃棄物層と帯水層が接する部分の修復、高濃度の鉛の汚染廃棄物土の撤去を方針に入れられたい。
- (委員長)・ 當座委員の提案はどう取扱うか。
- (池田委員)・ 提案は、緊急対策に判明した粘土層の破損箇所の修復を入れればよい。ダイオキシン類等の流出を早急に止めるとして、安全にやる工法を詰めればよい。
- (當座委員)・ 緊急対策に入れられたい。A2案は提案時には部分遮水壁だったが、前回意見をとりまとめ、最終を出すと梶山委員が発言されたが、最終はいかがなものか。
- (池田委員)・ 遮水壁には、早い時期の破損など不安があるが、工事に伴う浸出水防止に、何らかの遮水壁(ソイルセメント、矢板鋼板)は必要で、現場の状況から、材質、深さ、範囲は柔軟に決めたい。その辺は詰めてバージョンアップしたい。
- (當座委員)・ 全周遮水壁の必要性は現場状況から判断されることで、初めから全周でないことで安心した。
- (委員長)・ 當座委員だけ皆さんと違った書式なので書き直されたい。
- (尾崎委員)・ 遮水せずに工事を進めることは考えられない。数年では全

部できないので、必要最低限（恒久的で技術的手段の方がよいが）、緊急対策はまとめられたい。

（委員 長）・ 遮水壁が要らないのはC案だが、誰も賛成していない。

（當座委員）・ A 2 案の工事のための遮水壁と、B 案とD 案の恒久対策の遮水壁では全然目的が違うので目的を記述されたい。E 案も緊急対策で粘土層修復を挙げている。

（委員 長）・ 遮水壁だけを切り出して、一本化をすることは難しい。

（事務 局）・ A 2 案の遮水壁は全周なのか、試算は全周で恒久対策的な強度にしているが、池田委員、早川委員に確認したい。

（早川委員）・ 工事のための遮水壁は、（基本的には）全周が必要と考えるが、地下水汚染を引き起こさない状態（掘削終了）となれば役目は終わる。

（事務 局）・ （遮水壁を）全周にすべきか専門部会で議論され、全周必要とされた。目的が変わると、考え方も変わるのではっきりされたい。

（早川委員）・ 全周で基本的にはやると言っている。

（當座委員）・ A 2 案は全周遮水壁だが、何のための全周遮水壁か。恒久対策と緊急対策では全然意味が違う。

（早川委員）・ 遮水壁は手段であり、目的ではない。周辺環境に影響を及ぼす廃棄物を除去する工事のための手段である。

（田村委員）・ 支障の原因物質除去が前提での遮水壁だが、遮水壁だけで終わらないかと住民不安がある。その前提が明確でなければ恒久対策ではない。対策委員会が望ましい一定の方向性を出すべき。

（委員 長）・ 心情的にはA案に賛成するが、法律論では賛成できない。A 2 案が多数で、委員会意見である以上、できる限り知事には尊重されたいが、違った判断がされても如何ともしがたい。

（當座委員）・ 緊急対策でA 2 案も（難透水層の）修復をあげられるのか。

（池田委員）・ A 2 案は、緊急対策が全周遮水壁で地下水流入流出を止めることになり、次に（帯水層に）触れている部分を掘り、搬出ルートを確保して進めることになり、緊急対策はされることになる。

（當座委員）・ 優先的に今わかっているところから手当てする文言を入れられたい。市調査委員会の要請があるので。

（尾崎委員）・ 技術的なこと（土木工事）でもあり、やり方をここで議論しても仕方がない。帯水層と接しているところの措置を優先することを決めればよい。

（勝見委員）・ A 2 案を委員会として出すことになるが、資料4の技術的質問は、専門家が検討すればよいとしているが、いくつかは現実的に可能であることをある程度示されないと絵物語に成りかねない。最終的にはある程度の答えを出されたい。

（池田委員）・ それは当然だ。

【議題（2）委員会報告（答申）案について】

～ 質疑応答 ～

（委員 長）・ 修正された素案について意見を伺う。私から「おわりに」

の委員会の独立性の項目立てに反対する。検証委員会との連携はよいが、情報公開の徹底は基本的に達成されており、書き過ぎではないか。

(早川委員)・ 対策工実施の基本方針に、検証委員会報告を踏まえて、地域連携の強化を謳うべきで、互いの合意と納得の上で進めることを冒頭に掲げるべき。

(委員長)・ 法律家として「互いの合意と納得の上で」と明記することはしんどい、一切合意がない限り動けない。「互いの合意と納得が得られるようにして」なら。

(池田委員)・ 基本方針に、緊急対策と恒久対策を明記した方がいい。議論はかなり出ているので、それをまとめればいい。

(事務局)・ B案、D案は恒久対策だが、A2案は遮水が緊急対策となり、書きにくい。

(早川委員)・ 委員会はA2案であり、私の修正案で緊急対策と恒久対策に分けての実施を方針にいった。

(當座委員)・ 対策工の終期を「安定型処分場の廃止基準を満たした時期」にされたい。

(事務局)・ 網羅的に記述できないので、文章に書きにくいところは枠出しにし、質問は記述しない形で整理している。

(池田委員)・ 焼却炉撤去はA2案で緊急対策にされているが、来年度の予算で先行されるのであれば記述しなくてもよく、明確にされたい。

(事務局)・ 議会は24日が最終日で議決されていない。焼却炉のダイオキシン類除去に予算要求しているが、どちらかというの実施計画への記述になる。

(池田委員)・ 緊急対策に焼却炉の撤去、除去を入れるべき。

(乾澤委員)・ まず、地下水汚染防止対策を実施して欲しい。A2案で、廃棄物の受け入れ先の議論がなく、その検討が不可欠である。

(委員長)・ A2案が想定する場所に持ち込むことは記述できない。

(池田委員)・ A2案は新しくできる処分場への搬出も提案しているが、費用面から受入先を多様に検討されればどうか。

(委員長)・ 特に地点は出さなくてもよいということか。

(事務局)・ D案も廃棄物を搬出するため、受け入れ先がある。県として実施計画の中では大きな問題だが、また評価をいただきたい。

(池田委員)・ 搬出先がないからそのままにならない。搬出先は仔細に考えられるべき。

(事務局)・ 試算は大阪湾フェニックスでしているが、経営問題もあり、どちらの案でも、廃棄物は一定搬出する必要もあり、検討したい。

(勝見委員)・ 遮水性能は透水係数だけではなくて、透水係数と層厚の両方で決まるので記述を改められたい。難透水層の分布の根拠ももう少し記述されたい。

(早川委員)・ 生活環境保全上の支障に、是非、社会環境に支障があったことを答申案に盛り込むべきだ。

(當座委員)・ 支持される少数意見を全部載せるのか。提案はE案として記載されたい。

(委員長)・ 記載方法を事務局と調整されたい。

- (事務局)・ E案を次ページに掲載する形になるがよいか。(了承)
- (田村委員)・ 県が安定型処分場に、鉛を粘土層で覆い埋め立てさせた根拠も含めて記述すべき。県の思いを聞きたい。
- (事務局)・ 掘削調査で、溶出試験と含有試験を実施した結果、(埋立処分場では適用されないが)土壤汚染対策法の含有基準を超えて検出された。(法律を準用して)飛散しないように鉛を含む部分を念のため、粘土層でくるんだ。
- (田村委員)・ 安定型処分場に鉛があっているのか。
- (事務局)・ 念のためにやらせたケースであり、廃棄物処理法上、命令はかけられない。
- (田村委員)・ 鉛は埋めていいのか、安定型処分場だが。
- (事務局)・ 汚染有無の判断基準は土壤汚染対策法に定めがあり、掘削や接触する場合は撤去、触らない場合は覆土も可能で、飛散させないためこのままと判断した。
- (田村委員)・ 廃棄物処理法では埋めてはいけない。
- (事務局)・ 土砂にも鉛等が含まれており、積極的に持ち込まれた場合とは異なり、その時点では判断できなかった。
- (當座委員)・ 鉛は単独で入らず、金属は許可外なのに、適用されない土対法の基準を超過する有害な鉛がある。有害なものは出すと言いながら、廃掃法ではない法律を持ってくることに納得いかない。
- (早川委員)・ 中央部の掘削調査に詳しいデータを入れ、高アルカリ水問題は別立てにされ、チタン廃トレーは許可外への違法埋立であるので、しっかり記述されたい。
- (事務局)・ チタントレーは、区域外埋め立てで、ガラス・陶磁器くずに該当する。
- (早川委員)・ 許可区域外の埋め立ては、違法埋立ではないのか。
- (當座委員)・ すべての意見を記載されているが、意見を言わなくても、この形で記載されると理解してよいか。
- (委員長)・ 事務局ではどう記述していいかわからないで、全て出ているのですが。
- (當座委員)・ 水銀の記述を「処分場が汚染源と断定できないが、処分場が関わりを持つと推定される」ように変え、この処分場は安定型で「安定型処分場」とされたい。
- (事務局)・ 水銀を範疇に入れると目標にしなければならないので、表現は検討する。
- (委員長)・ 事務局ができる限り取り込み、次回審議で大きな問題を片づけ、小さな問題は委員長、副委員長に一任される方向でまとめたい。最後に結論の形とする。
- (早川委員)・ 最後の「おわりに」の2は残すのか。行政対応検証委員会との連携は。
- (委員長)・ 残す。現実には非常に難しかった。並行して走らざるを得なかったのが、それが理想的であることはそのとおりだ。
- (早川委員)・ 合意がとれない答申案は出せないの、2だけ残していただきたい。

・ 委員会の委員出欠表をつけていただきたい。

(委員長)・ 情報公開すれば出てくるが、会議録からわかり付けなくてもよいのでは。(了承)

(当座委員)・ 調査データは廃掃法の廃止基準、維持管理基準と念頭にまとめて、処分場の経緯に、昭和54年から平成13年の間の記述を増やされたい。

(委員長)・ これは検証委員会にあるので、入れば入れられたい。

(当座委員)・ 次回にモニタリングに関しても話をされたい。

【議題(5)その他】

(事務局)・ 修正案を月曜日に送付する。メール(アドレス)がない方は配布する。26日に意見をいただくことになる。

【閉会】